

令和6年9月30日

桜川市議会議長 風野 和視 様
議会運営委員会委員長 小林 正紀 様

桜川市議会議員 川股 隆

正しい会議録の作成について（質問）

桜川市議会の会議録作成は、地方自治法 123 条の「会議録」及び桜川市議会会議規則に照らし、正しい会議録作成がなされていないと思料します。私・川股の9月4日の一般質問の反訳の実例に基づき質問しますので、ご回答くださるようお願いいたします。

1. P14 の市長発言について・・・1-1、1-2 の削除の根拠は何か、法令等の根拠がない。

「説明」

- (1) 「会議録は、会議の次第をありのままに記録しておくものである・・・」（逐条「地方自治法」（第 123 条の解説：P470）
- (2) 桜川市議会会議規則には、市長等の当局発言について、削除できる規定はない。議長といえども発言を削除できる権限は付与されていない。仮に市長等から削除の要請があっても削除はできない。
- (3) 付け加えるならば、萩原議長は、市長の発言について何らの 注意、静止、発言中止、削除等の議事運営上の権限に基づく指示をしていない。通常の議事の進行状態であると判断していた。
- (4) 市長等の当局発言は、1 週間以上前の一般質問の事前通告に沿って、十分な準備の上に行われるので、原則として、間違い、勘違いなどはない。仮に、万が一に、訂正の必要があれば、直近の本会議の場でお詫びして訂正の記録を残せばよい。

2. P2、P4 の川股の発言について・・・2-1、2-2 の削除の根拠は何か。法令等の根拠がない。

「説明」

- (1) 一回目の質問であり、通告内容に沿っての発言をしており、「会議規則」55 条の（発言内容の制限）に反する発言はしていない。とくに 2-1 は、一般質問要旨として、事前に議員各位に配布された内容である。
- (2) 付け加えるならば、萩原議長は、この質問について、川股の発言を削除するとの指示発言はしていない。

3. P10 の川股の発言について・・・3-1 の削除は原本では記載されているはずだが、閲覧できるか。

「説明」

(1) 3-1については、内容的には同意しがたいが、形式的には「会議規則」55条（発言内容の制限）、同87条（会議録に記載しない事項）の範囲内の議長の指示と理解する。

(2) 逐条「地方自治法」の解説（P470）では、「法129条（議場の秩序維持）の規定により、議長が発言の取り消しを命じた部分といえども、原本にはそのまま記載しておくべきである。」としている。

(3) 原本には、削除された発言が記載されているはずだが記載されているのか。原本は存在するのか。また、本人は当然にも閲覧できるはずだが、どこで閲覧できるのか。今後の予定事項であるが、ルールとして、どのように確立しているのか。

4. 調査の上で、文書回答を求める

- (1) 会議録は、「解説」（P471）が述べるように、①資料として後日まで保存することを命じた、②議事公開の原則（傍聴できなかった者が知る場合の要請）である（最高裁昭50.4.15）とされる。
- (2) 今回の川股の議事録のみならず、榎戸議員の議事録についても多数の削除がなされている。これらが、地方自治法、桜川市議会会議規則に照らして、全てが適法とは言えがたい。
- (3) 当方は逐条「地方自治法」の解説（一応は法を所管する総務省の公式見解とされている）程度の知識しか持ち合わせない。私も、今後、関係者の知見を得ることにするが、貴職におかれても、全国市議会議長会、総務省行政課、あるいは市の顧問弁護士などからの知見を頂き、権威ある回答を願いたい。
- (4) 回答期限は、調査時間を考慮し10月25日（金）とし、必ず、文書で回答いただきたい。

以上